

板倉町 通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 12 月

板倉町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「板倉町通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・板倉町教育委員会
- ・板倉町都市建設課
- ・板倉町総務課
- ・各小学校長、中学校長
- ・各小学校PTA会長、中学校PTA会長
- ・館林警察署（交通係）
- ・群馬県館林土木事務所

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・町内の各小学校・中学校について、それぞれ毎年、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、春季に実施し、早急な対応を目指します。
- ・現状を的確に把握するため、児童、父兄からの危険箇所等の報告、又は、学校関係者からの報告等を各小学校・中学校が取りまとめを行い、効率的・効果的に合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・各小学校・中学校ごとに、メンバー等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、安全施設等のハード面の対策や交通規制・交通安全教育のようなソフト面などの対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・各小学校・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小学校・中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

- 別添① 対策一覧表
- 別添② 対策箇所図

平成27年度 通学路点検結果について（東小学校）

(H27.12現在)

	No.	危険箇所	危険な状況（学校からの指摘事項）	担当課局	現況確認	対応状況	指摘年度	完了年度
点検指摘箇所	1	コンビニ周辺	コンビニ客の出入りがあり、児童が危険である。	都市建設課	民間の出入り口であるため、今以上の規制は出来ない。 学校から指導をしてもらう。	出入り口となる箇所に擬石を設置して安全を確保しているので現状維持。	H27	H27
	2	資料館西側道路	道路が狭く危険である。	総務課	8, 9区の通過交通があり、注意喚起が必要である。	「児童に注意」等の路面表示を設置する。	H27	H27
	3	駅東口ロータリー	暗い場所等ある。児童の安全確保のため、駅東口ロータリーに監視カメラを設置出来ないか。	総務課	一部、暗い箇所はある。小学校から駅までの区間には防犯灯を設置済み。	カメラの設置を検討する。また、駅周辺の暗い箇所は防犯灯を検討する。	H27	
対策完了箇所	1	学校南側	学校南側の通学路は道幅が狭く、歩道もない。	都市建設課	通過交通が無く、拡幅予定もない。	現状維持。	H26	H26
	2	鉄道陸橋西側	陸橋を降りたセブンイレブンの信号機付近は水たまりになりやすい。	都市建設課	降雨後、排水機能が悪く水たまりができる。	清掃を実施、完全ではないが改善をしている状況。	H26	H26
	3	鉄道陸橋西側	陸橋を下りたところは、自転車は滑りやすい。	都市建設課	砂や砂利等がたまりやすい。	周辺舗装補修済み、清掃を実施。	H26	H26
	4	増保鉄工所周辺道路	8区の佐藤さんの所の道路がカーブが続き、歩道もなくなるので、危ない。道路のカーブが緩やかにならないか。	都市建設課	カーブで見通しが悪いが路面と側溝の段差解消済み。 線形変更、拡幅予定なし。	歩行者スペースが狭い事は認識している。そのため車道部と側溝の段差を解消しスペースを確保した。 (館林土木事務所回答)	H26	H26
	5	駅構内	駅の中を通るのを不安に思っている保護者も多い。防犯パトロールや地域の方に児童の下校時に通ってもらうよう声をかける。	総務課	防犯カメラを設置済み。公民館職員がパトロールを実施している。	対策は現状を維持する。また、小学校より児童に指導している。	H26	H26
	6	学校周辺	「児童に注意」の標識を南と北側につけてほしい	総務課	三角商店前の道路に通学路等の表示が無い。	三角商店前に新たに設置した。	H26	H26

平成27年度 通学路点検結果について（西小学校）

(H27.12現在)

	No.	危険箇所	危険な状況（学校からの指摘事項）	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
点検指摘箇所	1	県道斗合田岡里線より西の町道1068号線	歩道が無く危険である。歩道スペースだけでも作れないか。	総務課 都市建設課	歩道は無い、区画線外のスペースも狭く危険である。	歩道設置は困難である。区画線の引き直し等で対応可能か検討する。また、路面表示による注意喚起を検討するが、道路維持により舗装修繕を検討しているため兼ね合いを考慮し検討する。	H27	
	2	おぎの屋北のT字路から県道に向かう通学路	歩道無 → 路面表示 通過車両等の流入が多くなってきて危険である。道路余剰地に舗装を掛けグリーンベルト等の施工ができないか。	総務課 都市建設課	車道幅は広いが、県道の信号を避ける抜け道となっており、通過交通車両が増えてきている。	路面表示による注意喚起を実施する。後の状況を鑑み以後検討する。	H26	H27
	3	浮戸内の道路	民家等なく道路全域にわたり暗く危険である。	総務課	人家の無い道路である。道路脇に雑木等の茂みがある。	H24年度に防犯灯設置済み。球切の確認等を実施し、メンテナンスする。	H27	H27
対策完了箇所	1	板倉郵便局から役場付近	歩道が無く危険である。拡幅等困難であると思われるので路面表示等で注意喚起してもらいたい。	都市建設課	歩道は無い、区画線外のスペースも狭く危険である。	「学童注意」等の路面表示を要望。県道への路面標示は消去する方向へ進んでいるため現状維持（館林土木事務所回答）	H26	H26
	2	県道斗合田岩田岡里線（おぎの屋周辺）	県道「斗合田 岩田 岡里線」（川魚料理おぎの屋周辺） →おぎの屋周辺の三差路は、靱谷地区の児童が東西に渡る通学路であるが、南北の道路がゆるくカーブしていて、見通しが悪く、交通量も多く危険である。早期完成とそれに付随する歩道の早期設置を要望。	総務課	県道拡幅が完了し、交通量増加や通過車両のスピードの出し過ぎが懸念される。	平成27年度に横断歩道、手押し信号を設置したため完了。	H26	H27

平成27年度 通学路点検結果について（南小学校）

(H27.12現在)

	No.	危険箇所	危険な状況（学校からの指摘事項）	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
点検指摘箇所	1	アキマ電器～大久保	北根用水路の他、地域全域において水路に進入できる状態（フェンス無し）であるため、危険である。	教育委員会 都市建設課	フェンス間に隙間があり、子供の進入が可能な状況。 危険箇所の明示として、南小学校PTAにより赤旗を設置している。	南小学校PTAが赤旗を設置し、児童へ危険箇所の周知をしている状況。水路管理者へ危険を認知してもらい対策を要望する。 (水路管理者 邑楽土地改良区)	H26	
	2	県道麦倉川俣線 (初沢商店西信号付近から西側、地藏院前横断歩道)	水郷公園へ分岐する三差路から先の県道には歩道がなく、白線が消えかかっている。	都市建設課	1-12号線より西側に歩道が無い。区画線、横断歩道等が消えている箇所がある。	県道管理者へ外側線の引き直しをお願いする。また、歩道の設置については、要望をする。	H26	
	3	県道麦倉川俣線	道路面と田んぼとの段差があり、危険なのでポールをたててもらいたい。	都市建設課	段差があり、歩行者が転落する可能性がある。	歩道は北側に設置されており、南側の歩行は推奨していないので実施は困難との事。(H26館林土木回答)一部北側でも段差があるため再度要望する。	H26	
	4	小学校北側の空き地	雑草が生い茂り防犯上好ましくない状況が見受けられる。	総務課	現場確認時は草刈り完了後の状態であった。	今後の状況を踏まえ、地権者に連絡を検討する。	H27	H27
対策完了箇所	1							
	2							
	3							

平成27年度 通学路点検結果について（北小学校）

(H27.12現在)

No.	危険箇所	危険な状況（学校からの指摘事項）	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
点 検 指 摘 箇 所	1 村松モーターズ周辺	村松モーターズ付近の歩道の設置を検討していただきたい。	都市建設課	カーブ箇所に歩道が無く危険である。	地権者の同意が以前より得られない状況。継続し、土木へ要望する。館林土木事務所へ要望書提出済み。	H26	
		数名の生徒が横断する必要があるが、見通しが悪く危険である。	総務課 都市建設課 教育委員会	南側に県道交差点があり横断歩道が設置されている。カーブ箇所であり横断は困難な場所である。	カーブ箇所であり、横断することが危険な場所である。南の信号を使用し横断するよう指導してもらう。何らかの安全対策を館林土木事務所と協議する。	H27	
	2 北地区全体	草花や樹木が生い茂り見通しの悪いところがある。	総務課 都市建設課	民地より道路部に草木がはみ出している箇所を確認。	区長会等に連絡し、必要な箇所は対応を依頼する。また、行政より地権者へ対応を依頼する。	H27	
	3 町道1-4号線の一部	民地から草木が生い茂り見通しが悪く危険である。	総務課 都市建設課			H27	
	4 館林工業団地東側道路	草花や樹木が生い茂り、歩道の通行に支障をきたしている。	都市建設課	確認時には、草等は刈り取られている。	状況に応じ、館林市と協議し対応する。	H27	H27
	5 主要地方道館林藤岡線（除川地区内）	除川地区の県道の一部区間に歩道が無く、道幅も狭いため危険である。	都市建設課	一部区間を除き、西側、東側に歩道が存在する。また、歩道未設置区間は見通しが悪く、歩道スペースも確保されていない。歩道の連続性が保たれていないため安全の確保が困難である。	対象箇所については、平成26年度より用地調査、歩道設計に着手している。27年度より用地買収、一部工事着手予定であり、早期の完成を目指します。（館林土木事務所回答）	H26	
	6 主要地方道館林藤岡線（西岡新田NTT交換所）	横断する必要がある生徒がいるが、交通量が多く危険である。	総務課	交通量が多く、横断時危険である。地元父兄にて通学時は対応している。	公安委員会と協議した結果、信号・横断歩道の設置は困難との回答あり。何らかの安全対策を検討する。	H26	
7 町道1-7, 2-25号線交差点	一時不停止が目立ち危険である。	教育委員会	交通規制がなされている。また路面表示による注意喚起もしてある。	学校から児童に注意して、登校するよう指導。	H27	H27	

平成27年度 通学路点検結果について（北小学校）

(H27.12現在)

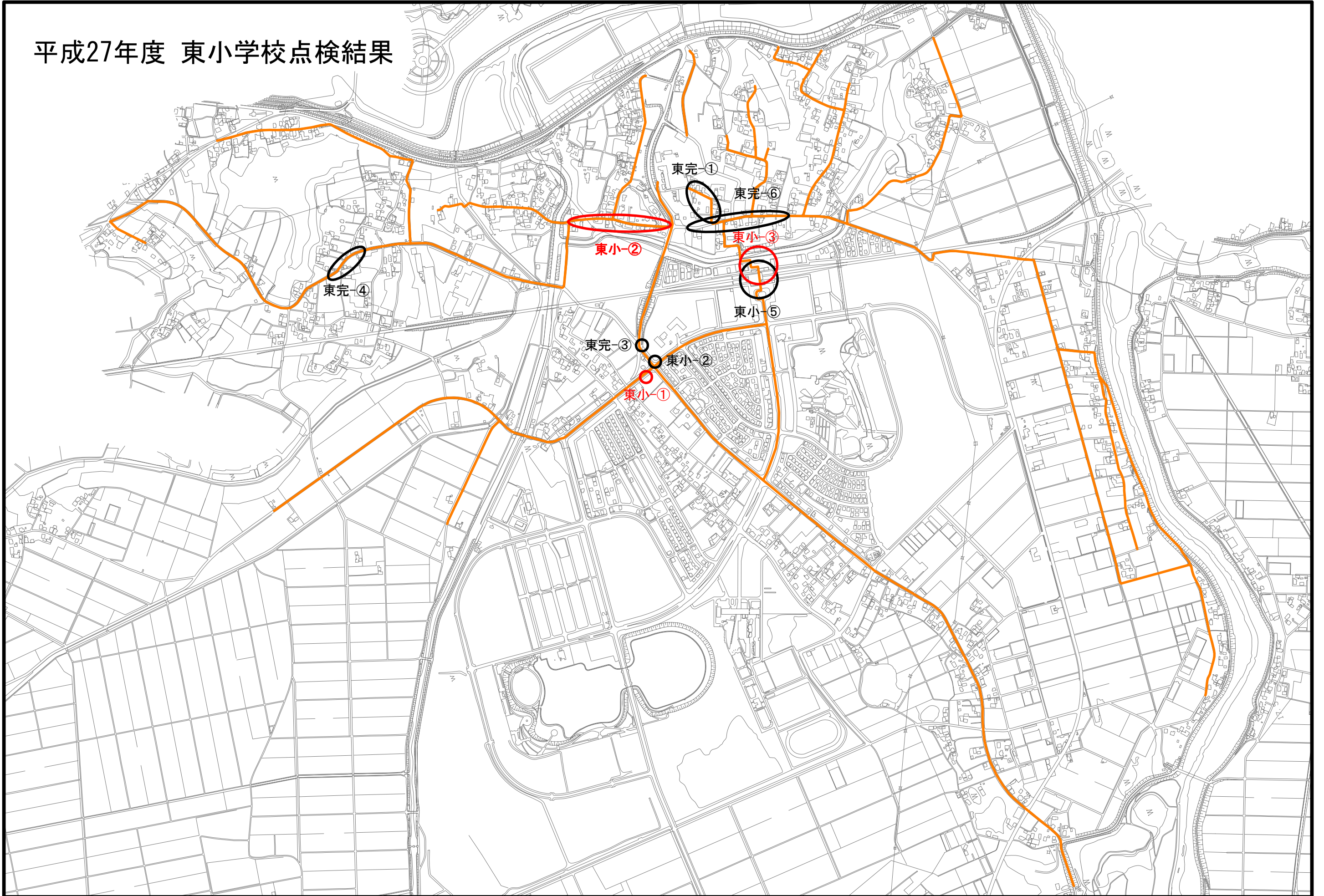
	No.	危険箇所	危険な状況（学校からの指摘事項）	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
対策完了箇所	1	北地区全体	道路表示（スクールゾーン）が薄れている箇所がある。	総務課	路面表示が薄れていることを確認。	路面表示更新完了。	H26	H26
	2	主要地方道館林藤岡線	歩道が狭く危険である。ガードレールを設置し、車道との分離が必要。	都市建設課	交通量がある。また歩道が狭いため小学生が県道側へ飛び出る危険性がある。	数年前に同様の内容を土木事務所へ伝えたが、管理上問題があるため不可能との回答であった。	H26	H26
	3	北地区全体	二本木の横断歩道に押しボタン式信号を設置してほしい。また、NTT基地局横に押しボタン式信号を設置してほしい。	総務課	警察に要望したところ、以下のように回答あり。 この交差点は北側がカーブしていて道路形状の点から設置が困難。信号柱が立つかどうか大きな障害。また、事故の発生状況や交通量等の危険要素も設置のポイントだが、その点でも優先度が比較的低い。加えて、西側道路の幅員が狭く、西側に信号待ちの車両が停車していた場合、南北から西側道路へ侵入することが困難である。押しボタン式の信号でも同様の理由で設置は困難である。	H26	H26	
	4	北地区全体	一時不停止の車が多く危険である。	学校	運転者のモラルの問題である。	学校から児童に、注意して登校するよう指導する。	H26	H26
	5	県道板倉除川線	歩道の横に遊水池や用水堀があり、危険である。	教育委員会	転落防止柵設置済み。	安全対策は完了している。学校から児童へ指導する。	H26	H26

平成27年度 通学路点検結果について (板倉中学校)

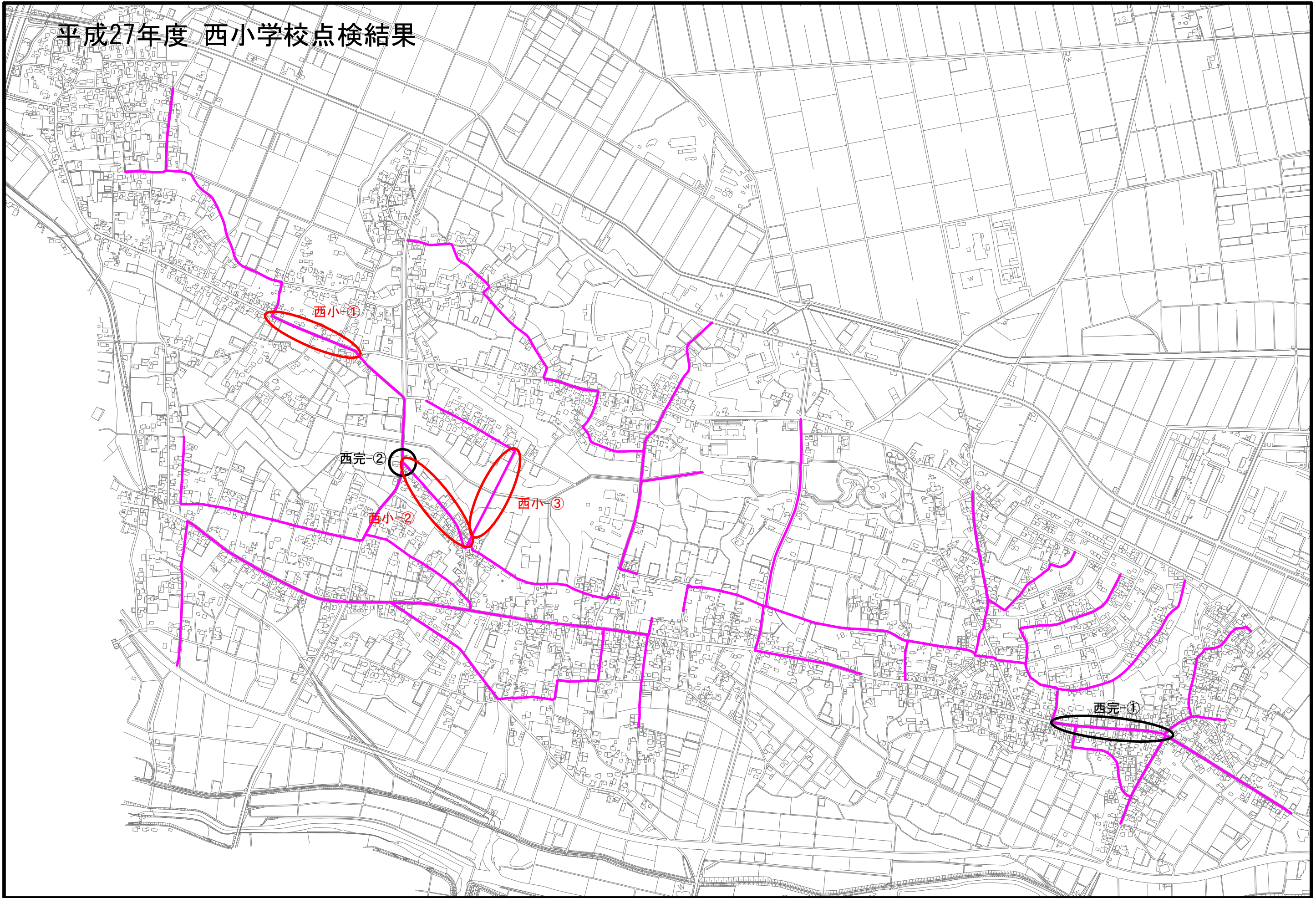
(H27.12現在)

	No.	危険箇所	危険な状況 (学校からの指摘事項)	担当課局	現況確認	対応状況	記載年度	完了年度
点検指摘箇所	1	館林工業団地東側道路	館林地区内の道路が歩道未対応であり危険である。ブルーベルトを設置出来ないか。		一部区間において未対応であり、歩道の連続性が無い。	館林市の管理区間であるため、協議する。	H27	
	2	県道除川板倉線	一部区間で歩道が無く危険である。	都市建設課	一部歩道が無く。車道に出なくてはならない。	地権者の同意が得られていない状況にある。 要望書提出済み。(館林土木事務所)	H27	
	3		一部区間において、歩道表面が荒れており通行に支障をきたしている。	都市建設課	路面が荒れている状況。	今後、点検報告と併せて館林土木事務所と協議をする。	H27	
	4		一部区間において、農地との段差があり転落の危険がある。毎年、数名の生徒が風にあおられ転落している。	都市建設課	段差のある箇所には転落防止柵が設置されているが、一部区間において未設置箇所がある。	今後、点検報告と併せて館林土木事務所と協議をする。	H27	
対策完了箇所	1	板中西側道路 (石塚～原宿)	中学生が自転車で歩道を通れるよう申請をお願いしたい。	総務課	現状では歩道内の自転車走行は法律上不可能である。 自転車歩行者専用道路の協議が必要。	歩道幅員がせまく、自転車歩行者道にすることは不可能との回答。(公安委員会)	H27	H27

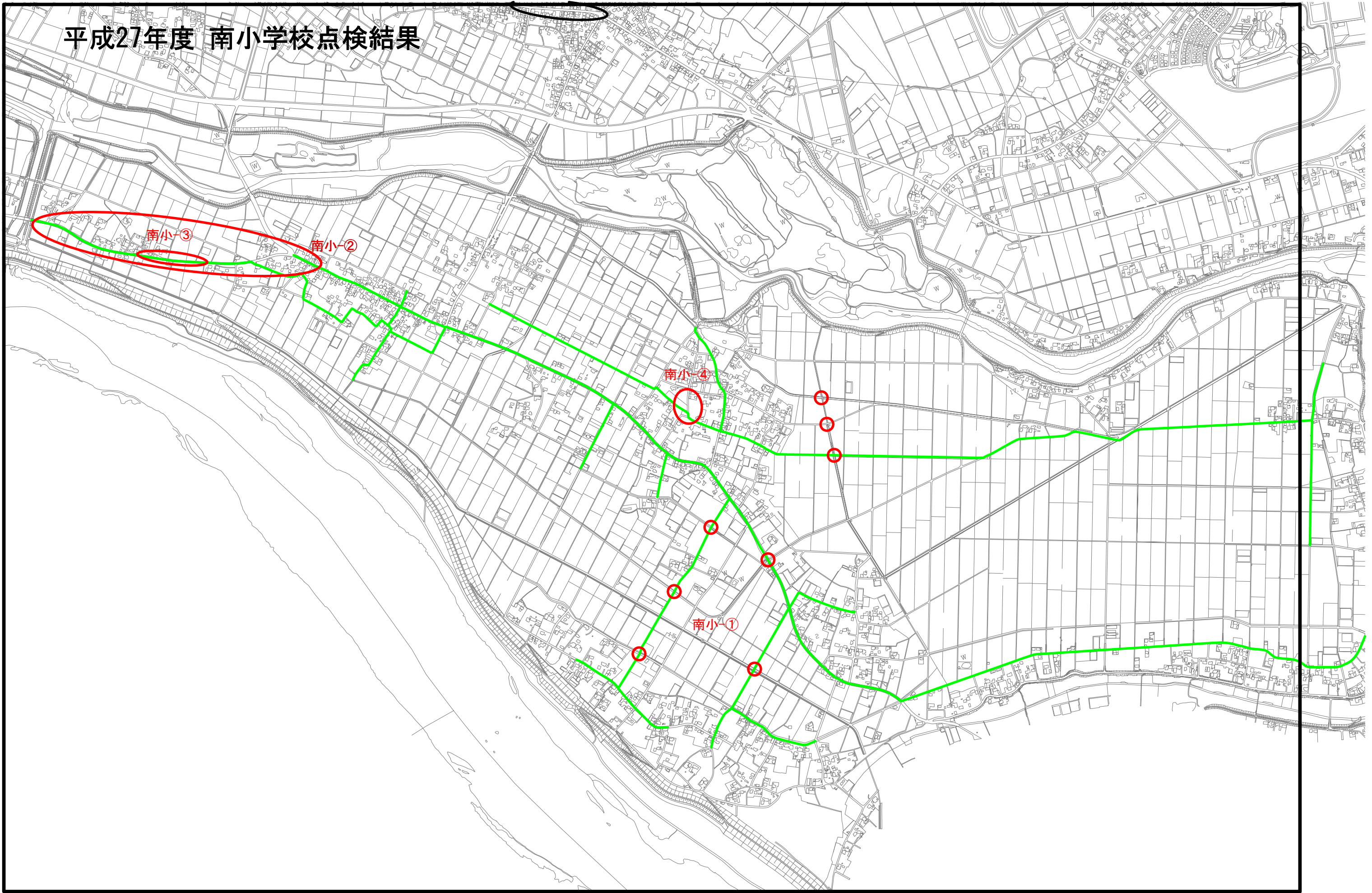
平成27年度 東小学校点検結果



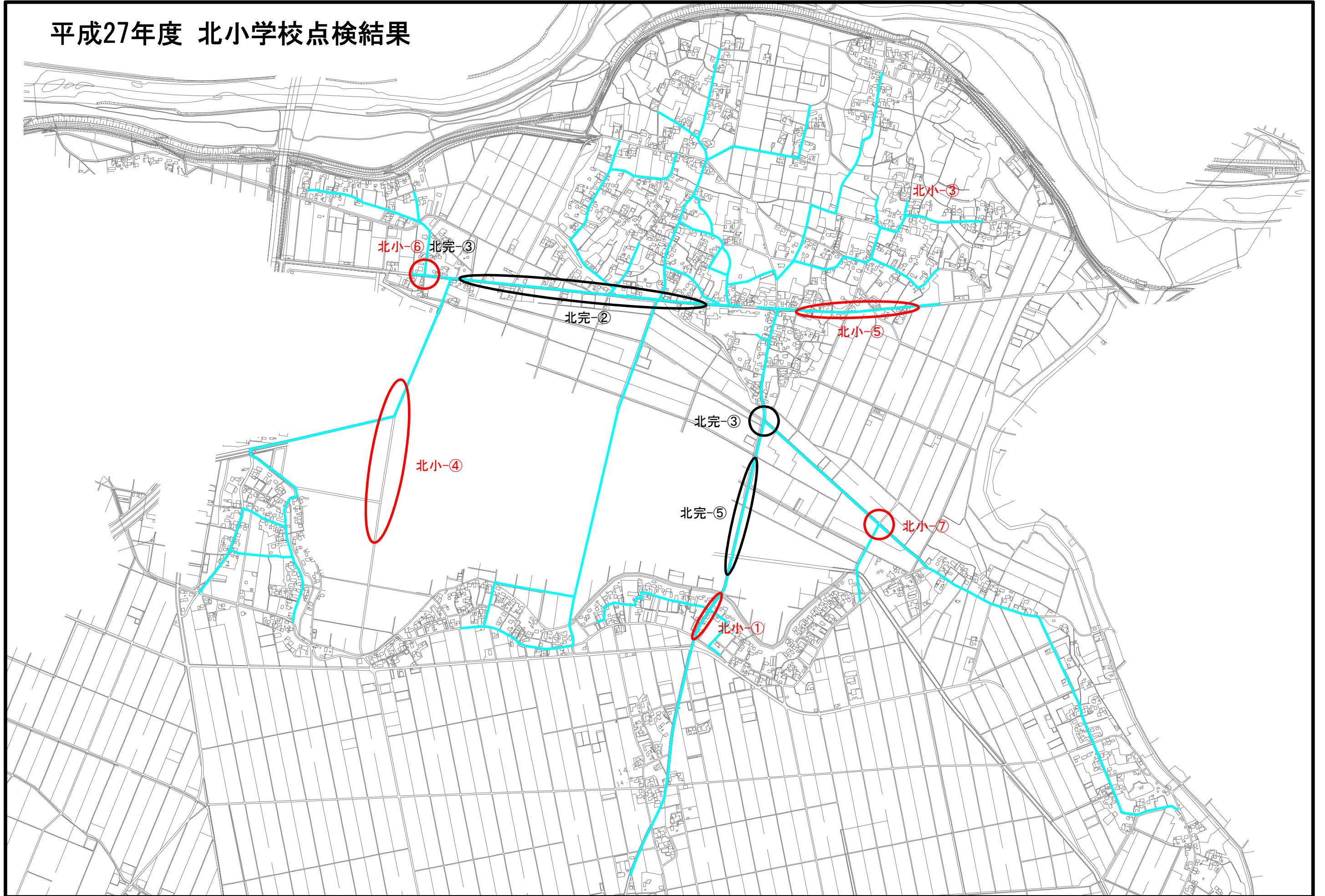
平成27年度 西小学校点検結果



平成27年度 南小学校点検結果



平成27年度 北小学校点検結果



平成27年度 中学校点検結果

